

台風等の異常気象時における デイサービス臨時休業等の判断基準について

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、デイサービスセンター百楽荘では、台風、大雨、大雪等による異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における『デイサービス臨時休業の判断基準』を以下のように取り決めをさせていただきましたのでお知らせいたします。

この判断基準は、ご利用者様の安全確保を目的としておりますので、ご理解とご協力をくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 臨時休業・サービス提供時間短縮の判断基準

〔ご利用前日〕

明らかに、台風等災害の発生が予測される場合には、ご利用者様・ご家族様・関係各位へ事前連絡の上、臨時休業とさせていただきます。

〔ご利用当日〕

午前7時30分現在において、大阪府東部地域において、別記警報等が発せられた場合には、午前8時00分までにご利用者様・ご家族様・関係各位へ連絡の上臨時休業とさせていただきます。ただし、事業所の判断により別記警報等が発令されている場合にも、サービスを提供する場合がございます。

〔ご利用中〕

お送りする時間となる前に別記警報が出ている場合には、必ずご連絡の上、施設内で一時待機していただき、天候等が落ち着き次第順次お送りいたします。また、必要時はサービス提供の中断又は短縮等をさせていただきます、お送りする場合がございます。

2. 警報等の種類

暴風警報・大雨警報と洪水警報が同時に発令・大雪警報・暴風雪警報・地震警戒宣言

3. その他

- ① 気象警報等の発令がなくても、異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合は、安全確保のため、ご家族様等の判断でもデイサービスのご利用をお控えください。
- ② その他災害又は予測により、当事業所がご利用者様の安全確保が困難と判断した場合には、臨時休業、サービス提供時間の短縮をさせていただきます場合がございます。
- ③ その他、ご不明な点がございましたら、生活相談員までご確認ください。